

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その5）

贈与税の納税猶予を選択した場合には、贈与者が受贈者よりも先に死亡したときには、この贈与者の相続税において、この制度の対象とした非上場株式を相続により取得したものとみなして相続税の計算を行い、相続税の課税価格に算入するときの非上場株式の価額は、この株式を贈与により取得した時の価額を基礎として計算します。

なお、その場合、贈与税の納税猶予税額は免除され、相続税の申告に際し、その非上場株式については相続税の納税猶予を選択することができます。

そこで、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式が相続開始時までに価額が大きく値下がりした場合の相続税への影響について、以下の設例で確認してみます。

【前提条件】

1. 被相続人 甲（平成31年4月死亡）
2. 甲が所有するA社株式（甲が全株所有）
贈与時（平成30年4月）の株価 2億円 → 相続時の株価 1億円
甲の長男（後継者）へA社株式を相続時精算課税によって贈与し、贈与税の納税猶予の適用を受けた長男の贈与税の納税猶予税額 $(20,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円}) \times 20\% = 3,500 \text{万円}$
3. 甲の相続人 長男・長女
4. 甲の相続開始時の財産（A社株式を除く）と遺産分割
その他の財産 4億円（長男1億円、長女3億円を相続した）
長男はA社株式についての相続税の納税猶予の適用を受けるものとする

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	贈与税→相続税の納税猶予を受けた場合		【参考：贈与を受けずに相続税の納税猶予を受ける場合】	
	長男	長女	長男	長女
その他の財産	10,000	30,000	10,000	30,000
A社株式	—	—	10,000	—
相続時精算課税適用財産	20,000	—	—	—
課税価格	30,000	30,000	20,000	30,000
相続税の総額	19,710		15,210	
各人の算出税額	9,855	9,855	6,084	9,126
株式等納税猶予税額	(注1) Δ6,084	—	(注2) Δ2,730	—
納付税額	3,771	9,855	3,354	9,126
税額合計	13,626		12,480	

(注1) $(20,000 \text{万円} + 30,000 \text{万円}) - 4,200 \text{万円} = 45,800 \text{万円}$ （課税遺産総額） → 15,210万円（相続税の総額）

長男の相続税（納税猶予税額） $15,210 \text{万円} \times 20,000 \text{万円} / 50,000 \text{万円} = 6,084 \text{万円}$

(注2) $(10,000 \text{万円} + 30,000 \text{万円}) - 4,200 \text{万円} = 35,800 \text{万円}$ （課税遺産総額） → 10,920万円（相続税の総額）

長男の相続税（納税猶予税額） $10,920 \text{万円} \times 10,000 \text{万円} / 40,000 \text{万円} = 2,730 \text{万円}$

(注3) 贈与税の納税猶予税額は免除され、相続税の納税猶予を選択することができる。

以上のことから、非上場株式等の納税猶予を選択する場合でも、株価を引下げてから選択した方が、相続税の総額は軽減されることが分かります。

そのためには、自社株の相続税評価額を試算し、株価の高い原因を把握して効果的な株価の引下げ対策を実行したうえでの納税猶予制度を選択することが重要です。